

山梨県公報

第千五百四十四号

平成十七年

一月七日

月 曜 日

目 次

救急病院等の認定	四七
予防接種の業務を行う医師	四八
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	四八
道路の区域変更(三件)	四八
道路の供用開始(二件)	四九
県営土地改良事業計画の決定	四九
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	四九

告 示

山梨県告示第四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。
平成十七年二月七日

一 救急病院等の名称及び所在地
山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町十一番地三十五号
社会保険山梨病院	甲府市朝日三丁目八番三十一号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号
財団法人山梨整肢更生会中村外科病院	甲府市丸の内一丁目十二番二号

甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
三枝病院	甲斐市竜王新町千四百四十番地
財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	山梨市落合八百六十番地
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地
牧丘町立牧丘病院	東山梨郡牧丘町窪平三百二番地の二
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井千七百四十五番地
市川大門町立病院	西八代郡市川大門町四百二十八番地の二
身延町早川町国民健康保険病院一部 事務組合立飯富病院	南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地
財団法人身延山病院	南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番地の百六十七
韮崎市国民健康保険韮崎市立病院	韮崎市本町三丁目五番三号
韮崎相互病院	韮崎市本町一丁目十六番二号
山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地
大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地
上野原町立病院	北都留郡上野原町上野原三千九百九十五番地
今井整形外科医院	甲府市上阿原町千五百一十一番地
医療法人幸仁会須貝整形外科医院	甲府市国母一丁目五番十七号
足立外科胃腸科医院	甲府市中小河原一丁目九番十二号
医療法人社団箭本外科整形外科医院	甲府市北口三丁目一番一号
太田整形外科医院	中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

医療法人社団啓仁会赤岡整形外科医 中巨摩郡田富町西花輪三千五百九十一番地 院

二 認定期間

平成十七年二月一日から平成二十年一月三十一日まで

山梨県告示第四十一号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
川村 喜太郎	富士吉田市上吉田八百四十四番地七号 かわむらくりニック
許山 厚	笛吹市境川町石橋二千二百七番地一号 境川診療所
保坂 裕美	韮崎市本町三丁目五番地三号 韮崎市立病院

山梨県告示第四十二号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
許山 厚	笛吹市境川町石橋二千二百七番地一号 境川村立境川診療所
露木 和光	大月市大月町花咲千二百二十五番地 大月市立中央病院
五百井 寛明	大月市大月町花咲千二百二十五番地 大月市立中央病院
勝又 庸行	韮崎市本町三丁目五番地三号 韮崎市立病院

山梨県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字八代町北字久保一四〇一番の四地先から 笛吹市大字八代町北字久保一四二六番の三 地先まで	八・五 一〇・〇	七・七 九・〇	一六七・〇	一六七・〇

山梨県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 桃園市之瀬線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南アルプス市大字曲輪田字井詰九九六番の一 地先から 南アルプス市大字曲輪田字井詰一〇二四番 の一 地先まで	一三・〇 一五・七・五	一三・〇 一五・七・五	一三・〇 一五・七・五	二八・〇

山梨県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市大字石和町四日市場字白山町一六九 二番の一地先から 笛吹市大字石和町四日市場字白山町一六八 九番地先まで	七・四	七・四	八・六	六一・〇

山梨県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	中下条甲府線	甲斐市大字長塚字村上二三七番の一地先から 甲斐市大字長塚字村上二三六番の三地先まで	四八・〇	平成十七年 二月八日

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	身延本栖線	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇六番の三地先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇六番の四地先まで	二二・五	平成十七年 二月九日

山梨県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（葛籠沢地区中山間地域総合農地防災事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年二月八日から平成十七年三月八日まで
- 三 縦覧場所 六郷町役場
- 四 異議申立期間 平成十七年三月九日から平成十七年三月二十三日まで

山梨県告示第四十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、

軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年二月七日

山梨県総合県税事務所長 三 神 雅 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
奥石梅夫	山梨県甲斐市竜王二二二一 番地	平成十六年十二月三十日